○国土交通省告示第七百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字稲荷東二三六六番一から同県大里郡寄居町大字赤浜字鶴巻二六七二番まで	前	最大 四六 最小 三三	七八〇
	後	最大 四六 最小 三六	

○国土交通省告示第七百二十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月五日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市大字歌字歌九九番五地先から同市大字外波字外波九〇三番一地先まで	前	最大 九四 最小 二四	二、四一九
	後	最大 一〇三 最小 二四	

○国土交通省告示第七百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月五日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸四八九九番から同県児湯郡高鍋町大字上江字堺谷六五六三番三六まで	前	最小 四四六 最大 二四	四、九一三
	後	最小 四四五 最大 一一	
宮崎県児湯郡新富町大字新田字音明寺一七九〇二番三六から同県児湯郡新富町大字新田字部頭迫一三三三二番四まで	前	最小 二四二 最大 九二	五、五八六
	後	最小 二四一 最大 九二	
西都市大字岡富字宮ノ東一四〇四番三から同市大字岡富字下藪太郎七八七番六まで	前	最小 二四一 最大 八六	一、三二五
	後	最小 一一一 最大 八六	

○国土交通省告示第七百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条に係る河川の名称

西谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県新見市上熊谷

字家カ上

一六二五番

字ハチヤシキ

一六二六番から一六二九番まで

一六三四番

一六三〇番一

一六三〇番三

一六三一番一

一六三一番三から一六三一番六三まで

一六三一番九六

一六三二番及び一六三三番

一六三五番一から一六三五番七まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県新見市上熊谷

字家ノ脇　一七一七番五　一号

字荒神ノ上　一七二八番　二号

字庚申山　一六三七番　三号

字家カ上　一六二五番　四号及び五号

字古屋敷　一六五三番二　六号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳴滝谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県真庭市下河内

字鳴滝　四一三番

四一四番一及び四一四番二

四一六番

四一八番

四二〇番

四二三番から四二五番まで

四三〇番及び四三一番

四三二番二及び四三二番三

四三二番五から四三二番七まで

四三四番四から四三四番六まで

四三四番九及び四三四番一〇

四三五番三

四三六番から四三八番まで

四四一番及び四四二番

四四六番

四四三番

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮地川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県笠岡市笠岡

字宮地　八八六番から八九〇番まで

八九一番一

八九六番及び八九七番

字宮地南平　九〇〇番一

九二一番及び九二二番

九二四番

九二六番から九三五番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県笠岡市笠岡

字宮地南平　九三九番一地先道路敷　一号及び二号

九三八番二　三号から五号まで

字宮地　九三五番　十号及び十一号

九三八番一　六号から九号まで

八八八番　十二号

八八三番　十三号

八八六番　十四号